

**【23 範囲指定答練 書式問題 出題の趣旨】****第 1 回**

## 〔第 11 問〕

- 問 1 基準点からの平面距離及び観測角を用いて求める「放射点」の座標値。  
直線上の 1 点の座標値及び当該直線の方法角による「1 与点+方法角の直線」ど  
うしの交点計算、又は、「正弦定理との組合せ」により求める点の座標値。
- 問 2 住所証明情報を添付情報として提供する理由を問ひ、その正確な記載を求める。
- 問 3 自然人（最初に払い下げを受けた者の相続人。数次相続あり。）から申請する土  
地表題登記の申請書の作成を問ひ、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な  
理解を求める。
- 問 4 500 分の 1 の縮尺による土地所在図兼地積測量図の作成（図の正確な描画を含  
む。）を求める。

## 〔第 12 問〕

- 問 1 主な構成材料の違いによる建物の床面積の定め方に関する知識を問ひ、その正確  
な記載を求める。
- 問 2 表題登記がない建物について、所有者が死亡し、その相続人が数人いる場合に、  
相続人の一人から申請する建物表題登記の申請書の作成を問ひ、申請情報の内容  
及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 3 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作  
成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 13 問〕

- 問 1 原始取得者の相続人から申請する区分建物表題登記の申請書の作成を問ひ、申請  
情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 2 区分建物の登記事項に関する知識を問ひ、その正確な記載を求める。
- 問 3 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作  
成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 【23 範囲指定答練 書式問題 出題の趣旨】

## 第 2 回

## 〔第 11 問〕

- 問 1 地積測量図の座標系の座標値から、土地家屋調査士の座標系の座標値への「座標変換」。  
登記所に備え付けられている地積測量図の記録事項から、「Arcsin との組合せ」又は「余弦定理との組合せ」により求める点の座標値。
- 問 2 土地の地目に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 一の申請情報による申請に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 4 自然人から申請する土地についての表題部の変更の登記又は更正の登記の申請書の作成を問い、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 5 250 分の 1 の縮尺による地積測量図の作成（図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 12 問〕

- 問 1 代理権限を証する書面に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 2 主な部分の構成材料が複数の組成材の場合、及び、屋根の種類が 2 種類以上でふかれている場合の認定基準に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 自然人から申請する建物表題部の変更の登記又は更正の登記の申請書の作成を問い、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 4 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 13 問〕

- 問 1 非区分建物に接続して区分建物を新築した場合における、代位者から申請する建物表題部の変更登記の申請書の作成を問い、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 2 区分建物の登記（代位者から申請する登記）に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 【23 範囲指定答練 書式問題 出題の趣旨】

## 第3回

## 〔第11問〕

- 問1 直線上の2点の座標値が与えられている「2与点の直線」と、直線上の1点の座標値が与えられていてX軸に平行な「X軸に平行で1与点を通る直線」との交点計算。  
分割する土地の面積が指定されている「面積指定分割」の座標値。  
併せて、座標値の絶対値が大きな数値の場合の計算の技量を問う。
- 問2 一筆の土地の一部を目的とする売買契約と、民法第423条の規定による債権者代位権に関する知識を問ひ、その正確な記載を求める。
- 問3 地役権の登記がある承役地について、分筆の登記又は合筆の登記を申請する場合の申請情報及び添付情報に関する知識を問ひ、その正確な記載を求める。
- 問4 代位者である法人から申請する分筆の登記の申請書（分筆の前提として地積更正登記の要否の判断、並びに、同一の土地について申請する地積更正登記及び分筆登記を一の申請情報により申請することの可否の判断を含む。）の作成を問ひ、申請情報の内容、添付情報の内容及び登録免許税額の正確な理解を求める。
- 問5 250分の1の縮尺による地積測量図の作成（図の正確な描画を含む。）を求める。  
併せて、座標値の絶対値が大きな数値の場合の作図の技量を問う。

## 〔第12問〕

- 問1 分棟と分割の違いに関する知識を問ひ、その正確な記載を求める。
- 問2 数棟の建物を登記記録上1個の建物として登記するための要件等に関する知識を問ひ、その正確な記載を求める。
- 問3 法人から申請する分割の登記の申請書の作成を問ひ、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問4 250分の1の縮尺による各階平面図及び500分の1の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第13問〕

- 問1 既存の区分建物を増築したことによる、自然人から申請する区分建物表題部の変更の登記の登記の申請書の作成を問ひ、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問2 区分建物の表題部の変更の登記に関する知識を問ひ、その正確な記載を求める。
- 問3 250分の1の縮尺による各階平面図及び500分の1の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

**【23 範囲指定答練 書式問題 出題の趣旨】****第 4 回**

## 〔第 11 問〕

- 問 1 既知点と既知点を結ぶ「直線上の点」の座標値。  
直線上の 2 点の座標値が与えられている「2 与点の直線」と、直線上の 1 点の座標値が与えられていて与直線に平行な「与直線に平行で 1 与点を通る直線」との交点計算。
- 問 2 土地の一部が別の地目となったとき等に申請すべき登記に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 問 2 の内容について、共有の場合の申請人に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 4 自然人から申請する土地一部地目変更分筆登記の申請書（分筆の前提として地積更正登記の要否の判断を含む。）の作成を問い、申請情報の内容、添付情報の内容及び登録免許税額の正確な理解を求める。
- 問 5 250 分の 1 の縮尺による地積測量図の作成（図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 12 問〕

- 問 1 登記識別情報の提供に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 2 申請人が登記識別情報を提供することができないときの本人確認方法に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 自然人から申請する合体による登記等の申請書の作成を問い、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 4 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 13 問〕

- 問 1 法人から申請する建物区分登記の申請書の作成を問い、申請情報の内容、添付情報の内容及び登録免許税額についての正確な理解を求める。
- 問 2 区分建物の敷地に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

**【23 範囲指定答練 書式問題 出題の趣旨】****第 5 回**

## 〔第 11 問〕

- 問 1 基準点からの平面距離及び観測角を用いて求める「開放トラバース」の座標値。  
多角点からの平面距離及び観測角を用いて求める「放射点」の座標値。  
直線上の 2 点の座標値が与えられている「2 与点の直線」と、直線上の 1 点の座標値が与えられていて与直線に垂直な「与直線に垂直で 1 与点を通る直線」との交点計算。
- 問 2 合筆の登記の制限に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 筆界の定義に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 4 自然人から申請する土地分合筆登記の申請書の作成を問い、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 5 250 分の 1 の縮尺による地積測量図の作成（図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 12 問〕

- 問 1 登記の対象となる建物の認定要件に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 2 管轄登記所に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 法人から申請する表題部の変更の登記又は更正の登記の申請書の作成を問い、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 4 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 13 問〕

- 問 1 区分建物の合併及び区分建物の構造の表現に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 2 法人から申請する区分建物合併登記（合併後は区分建物）の申請書の作成を問い、申請情報の内容、添付情報の内容及び登録免許税についての正確な理解を求める。
- 問 3 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

**【23 範囲指定答練 書式問題 出題の趣旨】****第 6 回**

## 〔第 11 問〕

- 問 1 直線上の 1 点の座標値が与えられていて Y 軸に平行な「Y 軸に平行で 1 与点を通る直線」と、直線上の 1 点の座標値が与えられていて X 軸に平行な「X 軸に平行で 1 与点を通る直線」との交点計算。  
直線上の 1 点の座標値が与えられていて Y 軸に平行な「Y 軸に平行で 1 与点を通る直線」と、直線上の 2 点の座標値が与えられている「2 与点の直線」との交点計算
- 問 2 合筆の登記の制限に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 3 表題部の変更の登記及び表題部の更正の登記に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 4 自然人から申請する分筆の登記の申請書（分筆の前提として地積更正登記の要否の判断を含む。）の作成を問い、申請情報の内容、添付情報の内容及び登録免許税額の正確な理解を求める。
- 問 5 250 分の 1 の縮尺による地積測量図の作成（図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 12 問〕

- 問 1 登記識別情報の通知に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 2 自然人から申請する分割及び合併の登記の申請書の作成を問い、申請情報の内容及び添付情報の内容の正確な理解を求める。
- 問 3 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。

## 〔第 13 問〕

- 問 1 区分建物の合併の登記の制限に関する知識を問い、その正確な記載を求める。
- 問 2 自然人から申請する区分建物合併登記（合併後は非区分建物）の申請書の作成を問い、申請情報の内容、添付情報の内容及び登録免許税についての正確な理解を求める。
- 問 3 250 分の 1 の縮尺による各階平面図及び 500 分の 1 の縮尺による建物図面の作成（それぞれ図の正確な描画を含む。）を求める。